

うすき石仏ねっと 加入者の皆さまへ
「患者情報取扱規約」一部改定のお知らせ

石仏ねっとの 共有期限を延長します！

Q 共有期限とは？

皆さまが医療機関などの窓口で「石仏カード」を提出してから、その施設が皆さまの情報を閲覧できる期間のことです。



Q どのくらい延長されるの？

これまで

60日



令和8年4月1日から

24か月

共有期限を延長することで、
皆さまの健康を長く見守り、
よりよい医療・介護サービスの提供につなげます

⚠ 共有期限を延長するには、「同意」が必要です ⚠

- ・ 今回の規約改定に関する同意書の提出をお願いします。
- ・ 参加施設の受付や受診時などにご案内します。

掲示日：令和8年12月18日

[お問い合わせ]

うすき石仏ねっと
運営協議会事務局

0972-62-5615

受付時間 平日 9:00~17:00 (年末年始除く)